



JASDAQ

平成18年5月30日

各 位

会 社 名 サンメッセ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 田 中 良 幸
(J A S D A Q ・ コード 7 8 8 3)
問 い 合 わ せ 先 代 表 取 締 役 田 中 勝 英
専務取締役管理本部長
(TEL : 0584-81-9111)

(訂正) 「定款の(一部)変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成18年5月22日に開示いたしました「定款の(一部)変更に関するお知らせ」につきまして一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的 (が訂正部分を示します。)

(訂正前)

(2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行され、電子公告制度の導入が認められたことに伴い、これを導入するため、現行定款第4条(公告の方法)の変更を行うものであります。

(訂正後)

(2) 公告閲覧の利便性向上および公告費用の削減を図るため、公告方法として電子公告を採用し、併せて、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるため、現行定款第4条(公告の方法)の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款の訂正箇所は、別紙のとおりであります。

以 上

(訂正前)

(下線は変更部分を示します。)

変 更 案	現 行 定 款
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>2 (省 略)</p> <p>8.</p> <p>(新 設)</p> <p><u>9.</u> 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第<u>9</u>条 当社の発行する株券の種類、<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、諸届、株券の再発行、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い並びに手数料</u>については、法令又は本定款のほか、取締役会の決議により定める株式取扱規則による。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第<u>25</u>条 取締役会に関する事項は、別に取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第<u>35</u>条 監査役会に関する事項は、別に監査役会で定める監査役会規程による。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>8.</p> <p><u>9. 医療機器の製造及び製造販売</u></p> <p><u>10.</u> 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第<u>11</u>条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議により定める株式取扱規則による。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第<u>28</u>条 取締役会に関する事項は、<u>法令又は本定款のほか</u>、取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第<u>40</u>条 監査役会に関する事項は、<u>法令又は本定款のほか</u>、監査役会で定める監査役会規程による。</p>

(訂正後)

(が訂正部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>2. (省 略)</p> <p>8.</p> <p>(新 設)</p> <p>9. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類、株券の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、諸届、株券の再発行、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い並びに手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の決議により定める株式取扱規則による。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、別に取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、別に監査役会で定める監査役会規程による。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>8.</p> <p>9. 医療機器の製造及び製造販売</p> <p>10. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>